

津市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

平成18年1月1日訓第61号

改正 平成19年3月27日訓第8号
平成20年3月24日訓第13号
平成22年3月3日訓第6号
平成23年3月16日訓第12号
平成24年3月31日訓第20号
平成25年3月29日訓第5号
平成26年3月31日訓第9号
平成26年7月31日訓第67号
平成27年3月31日訓第45号
平成31年2月28日訓第6号
令和2年3月31日訓第39号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の区域内における浄化槽の計画的な整備を促進することにより、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るとともに、公衆衛生の向上及び生活環境の保全に資するため、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「浄化槽」とは、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽のうち、し尿と併せて雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。）を処理する浄化槽であつて、法第4条第2項の規定による構造基準に適合し、及び生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）に係る除去率が90パーセント以上で、かつ、その放流水のBODに係る日間平均が1リットル当たり20ミリグラム以下の機能を有するもの（合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知。以下「厚生省指針」という。）が適用される浄化槽にあつては、厚生省指針に適合するものに限る。）をいう。

- 2 この要綱において「専用住宅」とは、主に住居の用に供し、又は床面積の2分の1以上を居住の用に供するための建築物をいう。
- 3 この要綱において「単独処理浄化槽」とは、浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- 4 この要綱において「くみ取便所」とは、し尿を便槽に貯留し、定期的にくみ取って処分する方式の便所であって、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第29条各号に掲げる基準に適合するものをいう。

（名称）

第3条 第1条の補助金は、「浄化槽設置整備事業補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

（交付の対象）

第4条 補助金は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項若しくは第25条の11第1項の規定により本市が定めた事業計画における予定処理区域（以下「下水道予定処理区域」という。）以外の区域又は下水道の整備が当分の間見込めない下水道予定処理区域内の水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第14条の8第1項に規定する生活排水対策重点地域（これらの区域又は地域内の住宅団地の集中浄化槽に接続できる区域及び農業集落排水事業区域を除く。）において、次の各号のいずれかに該当する者に対して、これを交付するものとする。

- (1) 専用住宅に処理対象人員10人以下の浄化槽を設置する者
 - (2) 販売等により営利を目的として、処理対象人員10人以下の浄化槽付きの専用住宅を新築し、若しくは取得し、又は当該専用住宅に改築する者（以下「営利専用住宅建築者」という。）から自ら居住の用に供するため当該専用住宅を取得する者（以下「浄化槽付住宅取得者」という。）
- 2 前項の規定にかかわらず、補助金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、これを交付しない。
- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の確認を受けず、又は法第5条第1項の規定による届出に係る行為が完了しない場合において、浄化槽を設置し、又は浄化槽付きの専用住宅を取得する者
 - (2) 補助金の交付の対象となる年度内に、浄化槽の設置を完了せず、若しくは完了する見込みがなく、又は浄化槽付きの専用住宅を取得せず、若しく

は取得する見込みがない者

(3) 営利専用住宅建築者

(4) 専用住宅の賃借が行われている場合において、貸主の承諾を得ないで当該専用住宅に浄化槽を設置する借主

(5) 専用住宅を新築し、又は増築する場合において、汚水処理の未普及の解消につながらない浄化槽を設置する者

(6) 専用住宅の建替えに伴い浄化槽を設置する者

(補助金の額)

第5条 補助金は、別表の左欄に掲げる浄化槽の処理対象人員（店舗等を併用した専用住宅については、その居住の用に供する部分等を勘案して市長が認める人員をその処理対象人員とする。）の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額（当該浄化槽の設置又は取得に要する費用、単独処理浄化槽の撤去費用及び配管費用に相当する額が当該右欄に掲げる額未満のときは、当該費用に相当する額）を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

(交付申請の期限)

第6条 規則第3条第1項の別に定める期日とは、浄化槽の設置工事に着手する日の10日前とする。ただし、浄化槽付住宅取得者にあつては、その浄化槽付きの専用住宅を取得した日の属する年度の末日とする。

(添付書類)

第7条 規則第3条第1項第4号の市長が必要と認める書類とは、次に掲げる書類とする。

(1) 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証及び浄化槽に係る浄化槽調書若しくは浄化槽に係る建築確認申請計画変更届出書の写し又は法第5条第2項に規定する期間を経過した浄化槽の設置に係る届出書の写し

(2) 専用住宅の借主にあつては、貸主の浄化槽の設置に係る承諾書

(3) 浄化槽付住宅取得者にあつては浄化槽付きの専用住宅に係る売買契約書の写し、浄化槽付住宅取得者以外の者にあつては浄化槽の設置工事に係る工事契約書の写し

(4) 厚生省指針が適用される浄化槽にあつては、厚生省指針に適合しているものであることを証する書類

(5) 浄化槽を設置する住宅の平面図

- (6) 単独処理浄化槽の使用を廃止し、浄化槽を設置する者にあつては、単独処理浄化槽を使用していることを証する書類
- (7) くみ取便所の使用を廃止し、浄化槽を設置する者にあつては、くみ取便所を使用していることを証する書類
- (8) 交付申請時における既存排水設備及び工事計画の内容がわかる書類
- (9) 法第7条第1項の規定に基づく検査の法定検査受付書の写し又は法第11条第1項の規定に基づく検査の継続受験依頼書の写し
- (10) その他市長が必要と認める書類
(事前協議)

第8条 営利専用住宅建築者は、あらかじめ別に定める事前協議書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、協議しなければならない。

- (1) 前条第1号に規定する浄化槽調書若しくは浄化槽に係る建築確認申請計画変更届出書又は浄化槽の設置に係る届出書（当該届出書に係る添付書類のうち、建築平面図、配置図及び浄化槽法定検査のうち法第7条第1項の規定による検査について指定検査機関に検査依頼を行ったことを証する書類を除く。）の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による提出があつた場合において、補助金の交付の対象になると認めるときは、その旨を営利専用住宅建築者に対し、回答するものとする。

(実績の報告)

第9条 補助金の交付を受ける者は、規則第12条の規定により実績報告書を提出するときは、浄化槽を設置した場合にあつては当該設置を完了した日から起算して60日を経過した日若しくは補助金の交付の対象となる年度の末日のいずれか早い日までに、浄化槽付きの専用住宅を取得した場合にあつては当該専用住宅を取得した日の属する年度の末日までに次に掲げる書類を添付してこれを行わなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者との浄化槽の保守点検に係る業務委託契約書の写し（補助金の交付を受ける者が自ら当該保守点検を行う場合にあつては、自らこれを行うことができることを証する書類）
- (2) 浄化槽清掃業者との浄化槽の清掃に係る業務委託契約書の写し（補助金の交付を受ける者が自ら当該清掃を行う場合にあつては、自らこれを行うことができることを証する書類）

- (3) 浄化槽の設置工事の状況が確認できる写真
- (4) 法第2条第10号に規定する浄化槽設備士による浄化槽の設置工事に係る確認書
- (5) 浄化槽付住宅取得者にあつては、浄化槽付きの専用住宅を取得し、又は当該専用住宅に自ら居住していることを証する書類
- (6) 単独処理浄化槽の使用を廃止し、浄化槽を設置する者にあつては、単独処理浄化槽廃止届出書の写し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し、単独処理浄化槽の清掃実施が確認できる書類及び配管工事の状況を示す写真
- (7) くみ取便所の使用を廃止し、浄化槽を設置する者にあつては、配管工事の状況を示す写真
- (8) その他市長が必要と認める書類
(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓の規定は、平成18年4月1日以後に行われる浄化槽設置整備事業に係る補助金について適用し、同日前に行われた浄化槽設置整備事業に係る補助金については、なお合併前の津市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成3年津市訓第11号）、久居市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成6年久居市訓令第8号）、河芸町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成3年河芸町要綱第2号）、芸濃町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成12年芸濃町要綱第2号）、美里村合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成6年美里村要綱第1号）、安濃町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成5年安濃町要綱第1号）、一志町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付規則（平成7年一志町規則第11号）、白山町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成5年白山町要綱第6号）又は美杉村合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成6年美杉村要綱第1号）の例による。

附 則（平成19年3月27日訓第8号）

この訓は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 24 日訓第 13 号）

この訓は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 3 日訓第 6 号）

この訓は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 16 日訓第 12 号）

この訓は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 31 日訓第 20 号）

この訓は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日訓第 5 号）

この訓は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日訓第 9 号）

1 この訓は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の津市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成 26 年 7 月 31 日訓第 67 号）

この訓は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日訓第 45 号）

1 この訓は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の津市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 2 月 28 日訓第 6 号）

この訓は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日訓第 39 号）

（施行期日）

1 この訓中第 1 条及び次項の規定は令和 2 年 4 月 1 日から、その他の規定は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 第 1 条の規定による改正後の津市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、同条の規定の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

3 第 2 条の規定による改正後の津市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規

定は、同条の規定の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

(1) 単独処理浄化槽の使用を廃止し、浄化槽を設置する場合

処理対象人員	限度額		
	設置又は取得に要する費用	撤去費用	配管費用
5人	332,000円	90,000円	60,000円
6～7人	414,000円	90,000円	60,000円
8～10人	548,000円	90,000円	60,000円

(2) くみ取便所の使用を廃止し、浄化槽を設置する場合

処理対象人員	限度額	
	設置又は取得に要する費用	配管費用
5人	332,000円	60,000円
6～7人	414,000円	60,000円
8～10人	548,000円	60,000円

(3) 前2号以外の場合

処理対象人員	限度額
	設置又は取得に要する費用
5人	84,000円
6～7人	103,000円
8～10人	138,000円